

UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（文化多様性条約・2005年条約）第18回政府間委員会 報告

UNESCO 2005 Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions: the 18th Intergovernmental Committee (IGC)

- 2025年4月3日（木）20:00（JST） / 13:00（CEST）
- EU / UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約エキスパート
ファシリティ・メンバー 坪井ひろ子
- Hiroko Tsuboi-Friedman, EU/UNESCO 2005 Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions Expert Facility Member

自己紹介

坪井ひろ子 / Hiroko Tsuboi-Friedman

- EU/UNESCO 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約エクスパートファシリティ・メンバー
/ EU/UNESCO Expert Facility of the Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions
- 一橋大学大学院社会学研究科地球社会研究専攻、Hitotsubashi University Graduate School of Social Sciences, Smith College, the New School for Social Research (History of Art, Sociology, Cultural Anthropology, Music等)



本日のアジェンダ

- UNESCO 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約
(文化多様性条約・2005年条約) 第18回政府間委員会
(Intergovernmental Committee (IGC))

芸術文化を巡って、どのような話がな
されているのか？

誰が？どこで？どのように？

何のために？

国際連合(United Nations)

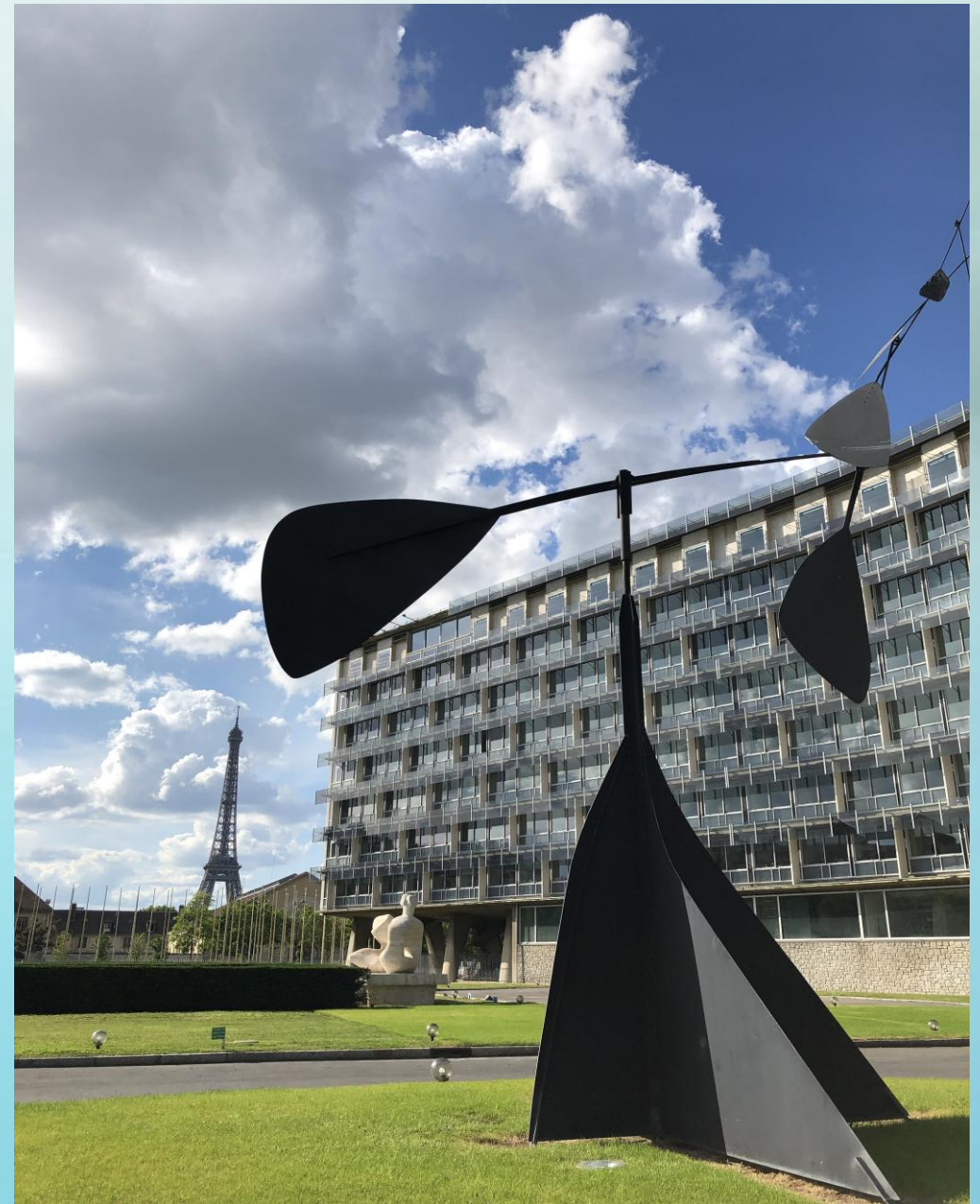


- 第二次世界大戦を防げなかった国際連盟の反省
- 1945年10月、51か国の加盟国で設立
- 1956年、日本が加盟（80番目の加盟国）
- 加盟国数：193か国（2025年現在）
- 公用語：英語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、アラビア語の6か国語

国際連合(United Nations)：第1条 目的

1. 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。
2. 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。
3. 経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。
4. これらの共通の目的の達成に当って諸国の行動を調和するための中心となること。

国際連合教育科学文化機関
United Nations Educational,
Scientific and Cultural
Organization (UNESCO)



国際連合教育科学文化機関

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
(UNESCO)

- 諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関
- 創設等：

憲章採択	昭和20年（1945年）11月16日
創設	昭和21年（1946年）11月4日
日本加盟	昭和26年（1951年）7月2日
- 本部：フランス共和国・パリ市
- 加盟国・地域数： 194、準加盟地域12
- 日本では通称「ユネスコ」

文化権を巡って - cultural rights -

- Universal Declaration of Human Rights (UDHR)
(世界人権宣言 1948)
- International Covenant on Economic Social and Cultural Rights (ICESCR)
(社会権規約 (経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 1966))
- International Covenant on Civil and Political Rights (ICCPR)
(自由権規約 (市民的及び政治的権利に関する国際規約) 1966)
- **The International Bill of Human Rights (国際人権規約)**
- (1966年採択、1976年発効、1979年日本批准)

文化権を巡って - cultural rights -

Universal Declaration of Human Rights (世界人権宣言)

- 1948年12月10日に第3回国連総会において採択
- 人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言

- **第一条**
すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

出典：国際連合広報センター

https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/

文化権を巡って - cultural rights -

Universal Declaration of Human Rights (世界人権宣言)

• 第二十二條

るよ尊なを
けにのき利
受方己で権
を協自のる
障的、とす
保際てこ現
会国じく実
社び応欠を
、及にに利
て力源と権
し努資展的
と的び発化
員家及な文
一国織由び
の、組自及
会つの的
社か国格会
、各人社
はし、の
人有た己的、
てをま自済る。
べ利、と経す
す権り厳い有

出典：国際連合広報センター

https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/

文化権を巡って - cultural rights -

Universal Declaration of Human Rights (世界人権宣言)

• 第二十七条

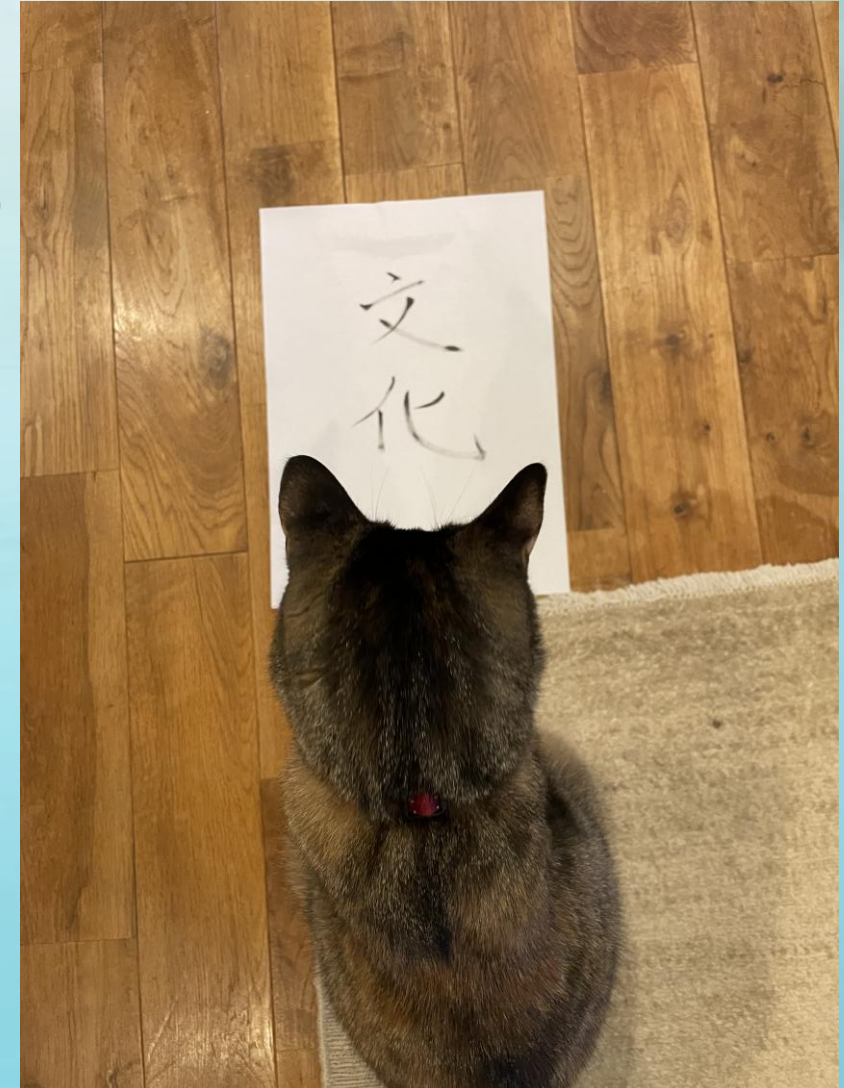
1. すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
2. すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

出典：国際連合広報センター

https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/

文化権を巡って - cultural rights -

- **日本国憲法** 第25条1項（1947年（昭和22年）施行）
- 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（生存権）



UNESCO 2005 CONVENTION ON THE PROTECTION AND PROMOTION OF THE DIVERSITY OF CULTURAL EXPRESSIONS

ユネスコ文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（文化多様性条約、2005年条約）

- 現在進行形の文化・芸術を巡る議論
- 気候変動等の地球規模課題、ポストアジェンダ2030、資本主義の彼方を見据えた文化政策および文化にかかる諸政策



UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約 (文化多様性条約、2005年条約)

- United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO)国際連合教育科学文化機関 (通称ユネスコ)
- UNESCO 2005 Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions (2005 Convention)
- 日本では通称「文化多様性条約」←Lost in Translation?

文化の商品化、もの/文化的財・サービスと自由貿易、文化的表現の多様性、文化多様性、通商、特惠待遇、文化政策、外交、ソフトパワー、人権、基本的自由、経済・社会・文化権、文化クリエイティブ（創造）産業・セクター・エコシステム (Cultural and Creative Industries (CCI)/Sector (CCS)/Ecosystem (CCE))、観光、地方創生、共生社会、等々

UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約 (文化多様性条約、2005年条約)

- 1980~90年代に表面化したカナダ・ヨーロッパ諸国と米国の通商問題等から発展した文化的産品/財・サービスを巡る国際的な枠組み作り
 - GATT⇒世界貿易機関 (WTO) ⇒「文化」を巡る議論はUNESCOへ
- 「文化」の商品化及びその取引について
 - ⇒文化クリエイティブ (創造) 経済・産業・セクターの活性化、格差是正
 - ⇒文化 (・芸術) 自体の解釈、多様性の尊重
 - ⇒人権および基本的自由の尊重、共生社会と寛容性、SDGsと相関性

ナショナリズム、アイデンティティ、民主主義、開発、多文化・多元・相対主義、インターカルチュラリズム、新資本主義、公共財・益・善、ケア、文化的コモンズ、ポスト資本主義、倫理、フェア・カルチャー、サバルタン、脱植民地、等々

UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（文化多様性条約、2005年条約）：文化クリエイティブ（創造）産業・セクター・エコシステム

「本条約は、文化クリエイティブ（創造）産業を、商業的価値の有無にかかわらず、アイデアやシンボル、生活様式を伝える文化的コンテンツを含む文化的産品、サービス又は活動を生産し供給するものと定義します。」

「この定義は、言葉（文学）や、音（音楽やラジオ）、映像（写真、テレビ、映画）、動き（ダンス、演劇）あるいは物体（彫刻、絵画、デザイン）、その他あらゆる形式（ライブ、印刷、オーディオ・ビジュアル、デジタル）を通じて伝えられる文化的又は芸術的な表現に適用されます。」

オーディオ・ビジュアル/映画、視覚芸術、デザイン、メディア・アート、音楽、舞台芸術、出版



UNESCO文化的表現
の多様性の保護及び
促進に
関する条約
(文化多様性条約、
2005年条約)：
背景

- 1954年 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（ハーグ条約）
- 1970年 文化財の不法な輸入，輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（文化財不法輸出入等禁止条約）
- 1972年 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
- 1980年 芸術家の地位に関する勧告
- 1982年 文化政策世界会議 MONDIACULT（メキシコシティ）
- 1990年代 通商問題 カナダ・フランス対米国
- 1995年 創造性の多様性についての議論
→関税貿易一般協定（GATT）→世界貿易機関（WTO）→UNESCO
- 1998年 文化の力 ストックホルム文化相会議
- 1999年 市民社会がシアトルにて会合
- 2001年 文化的多様性に関する世界宣言・水中遺産の保護に関する条約
- 2003年 無形文化遺産の保護に関する条約
- 2004年 ユネスコ創造都市ネットワーク
- 2005年 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約

文化多様性条約/2005年条約

THE UNESCO 2005 CONVENTION ON THE PROTECTION AND PROMOTION OF THE DIVERSITY OF CULTURAL EXPRESSIONS

UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（2005年）

158

締約国および
欧州連合

- 法的拘束力を持つ国際協定
- ダイナミックで強力な文化クリエイティブ産業を支援するための政策と措置を実施する権利の再確認
- 世界中の芸術家・文化従事者、実務家、市民が、自身の文化的産品/財・サービス・活動を幅広く創造、生産、普及、享受できるように保証
- 文化的価値のさまざまな段階に直接影響を与える組織構造を強化

THE UNESCO 2005
CONVENTION ON THE
PROTECTION AND
PROMOTION
OF THE DIVERSITY OF
CULTURAL EXPRESSIONS
UNESCO文化的表現の多様性
の保護及び促進に関する条約
(2005年)

18

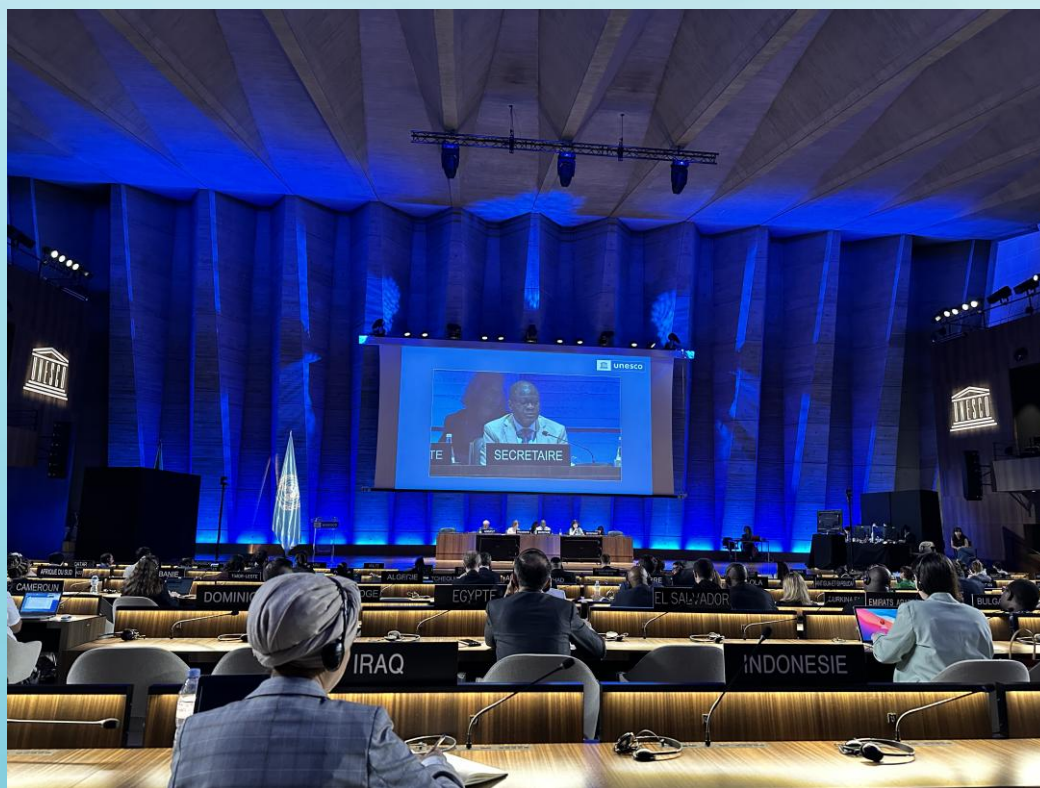
アジア太平洋
地域における
締約国数

文化多様性条約/2005年条約

インド	2006	Ratification
中国	2007	Ratification
バングラデシュ	2007	Ratification
ベトナム	2007	Ratification
カンボジア	2007	Accession
ニュージーランド	2007	Accession
モンゴル	2007	Accession
ラオス	2007	Accession
アフガニスタン	2009	Acceptance
オーストラリア	2009	Accession
韓国	2010	Ratification
インドネシア	2012	Accession
サモア	2015	Accession
東ティモール	2016	Accession
ニウエ	2019	Accession
トルクメニスタン	2021	Ratification
パキスタン	2022	Ratification
フィリピン	2024	Ratification

UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約 (文化多様性条約、2005年条約) 定期会合

Conference of Parties (COP) 締約国会議 (+市民社会フォーラム) (隔年)
Intergovernmental Committee (IGC) 政府間委員会 (毎年)



UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（文化多様性条約、2005年条約）

- 第11条 市民社会の参加
- 運用指針 市民社会の役割と参加（2009年）
 - Civil Society Forum
 - 2017年～
 - 締約国会議開催時



第18回政府間委員会（Intergovernmental Committee (IGC)) 概要

- ・ 2005年条約の第18回政府間委員会が2025年2月11日から14日までパリのUNESCO本部で開催。
- ・ 主な議題：
 1. 条約実施状況のモニタリング（監視）と知識創出
 2. プロジェクトへの資金援助
 3. テーマ別検討
 - a. デジタル環境
 - b. 優遇（特惠待遇）措置
 4. 条約採択20周年に向けた準備



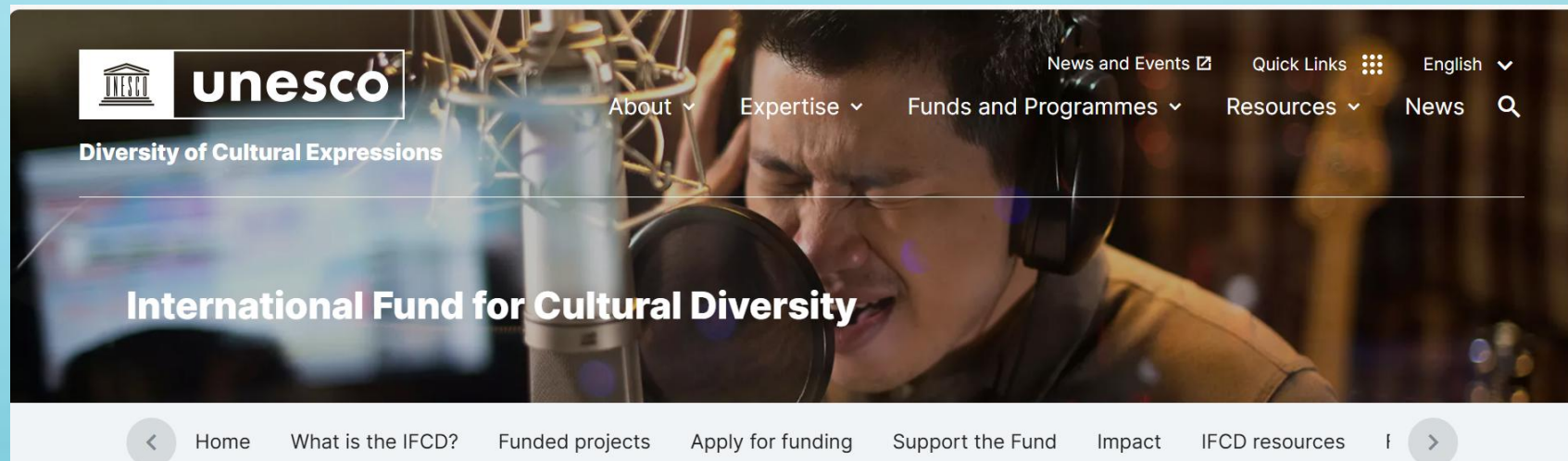
1. 条約実施のモニタリング（監視）と知識創出

- 2024年に101件の定期報告書（4年毎）が提出（過去最多）。
- MONDIACULT 2025で発表されるグローバルな文化政策報告書へのインプット。
- Re|Shaping Policies for Creativity 第4版（2026年2月刊行予定）に活用。
- 2025～2027年は報告なしの「振り返りの期間」。



2. 文化多様性国際基金 (International Fund for Cultural Diversity (IFCD))

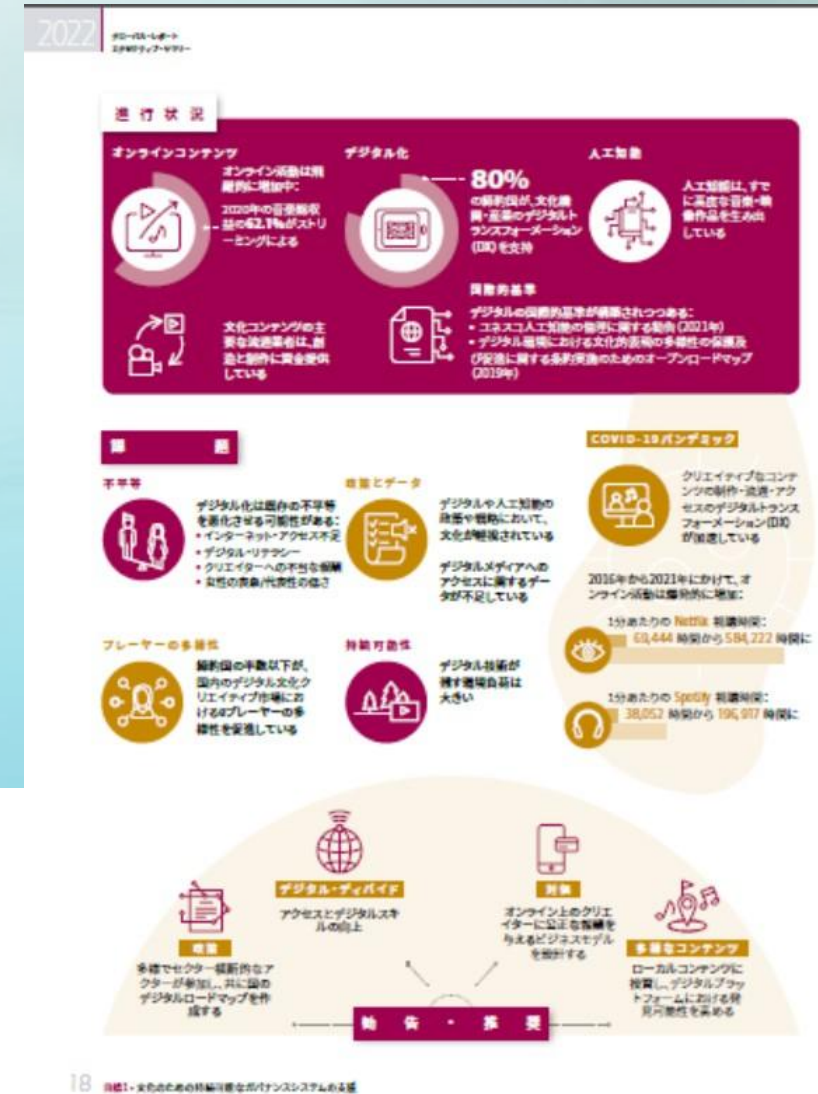
- 12件の新規プロジェクト、総額1,023,290.65米ドル。
- 初の受給国：バハマ、コスタリカ、エスワティニ、インド、ザンビア。
- 他の受給国：コロンビア、エジプト、エチオピア、マダガスカル、メキシコ、セルビア、タンザニア。
- 若者支援、ジェンダー平等、政策形成・開発、起業支援に重点。



3. テーマ別検討グループ

a. デジタル環境に関する勧告（提言）

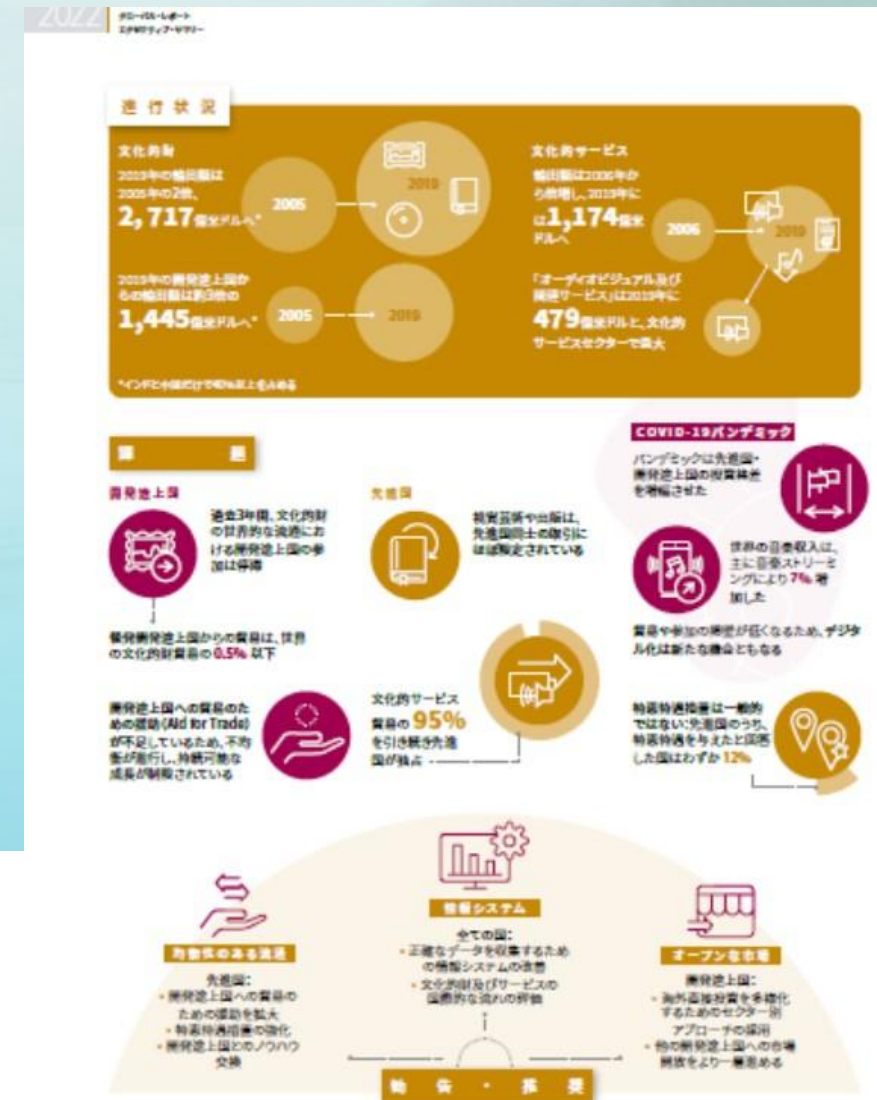
- 11の勧告（規範、情報共有、啓発、能力強化）。
- 第2～11勧告を採択。
- 第1勧告（追加議定書）は次回会議で分析へ。
- デジタル変革は文化政策の重要課題。



3. テーマ別検討グループ

b 特恵待遇（優先的待遇）措置（第16条）に関する 勧告（提言）

- 文化流通の不均衡に対応努力継続。
- 市場アクセス、能力強化、国際協力の5勧告を採択。
- 実施計画は次回締約国会議で提示予定。
- 公平・公正な文化交流を推進。



4. 条約の20周年（2025年）

- 記念行事のロードマップを承認。
- 各国でのイベントや広報活動を奨励。
- UNESCOによるグローバル記念イベント開催。
- 専用ウェブページで各国の活動を紹介。

A promotional poster for UNESCO's 20th Anniversary of the 2005 Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions. The poster features a group of dancers in vibrant, traditional costumes performing on a stage. The background is dark, and the lighting highlights the dancers. The text is in three languages: English, French, and Spanish. The UNESCO logo is in the top left corner, and the word 'INVITATION' is in the top right corner. The main title 'Celebrating 20 years of empowering creativity' is in English, with French and Spanish equivalents below it. The bottom right corner has a link 'bit.ly/20creativity'.

unesco

INVITATION

**Celebrating 20 years of
empowering creativity**

Join UNESCO in celebrating the 20th Anniversary of the 2005 Convention
on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions!

**Célébrer 20 ans de
soutien à la créativité**

Rejoignez l'UNESCO pour célébrer le 20ème anniversaire de la Convention de 2005
sur la protection et la promotion de la diversité des expressions culturelles!

**Celebrando 20 años de
fomento a la creatividad**

¡Únete a la UNESCO en la celebración del 20º aniversario de la Convención de 2005
sobre la Protección y Promoción de la Diversidad de las Expresiones Culturales!

bit.ly/20creativity

© 2024 Roman Grygoriv, Iliia Razumelko, and Opera Aperta Laboratory in Kyiv, Ukraine.

5. 市民社会との連携

- 113のCSOが正式参加承認。
- 地理的バランスの改善が課題（東欧、中南米、アジア、アラブ）。
- 第5回市民社会フォーラム：2025年6月17日開催。
- 市民社会は政策監視・提言の重要な担い手。



6. 次回会合

- 第19回政府間委員会：2026年2月17～20日（パリ）。
- 勧告のフォローアップ、報告制度の準備、記念行事の評価が議題。

UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity

文化的多様性に関する世界宣言(2001年)

- アイデンティティー、多様性及び多元主義
- 第1条 文化的多様性: 人類共通の遺産
 - 「生物的多様性が自然にとって必要であるのと同様に、文化的多様性は、交流、革新、創造の源として、人類に必要なものである。この意味において、文化的多様性は人類共通の遺産であり、現在及び将来の世代のためにその重要性が認識され、主張されるべきである。」
- 第2条 文化的多様性から文化的多元主義へ
- 第3条 発展の1要素としての文化的多様性

<https://www.un.org/en/events/culturaldiversityday/pdf/127160m.pdf>
<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1386517.htm>



UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity

文化的多様性に関する世界宣言(2001年)

- 文化的多様性と人権
 - 第4条－文化的多様性の保障としての人権
 - 第5条 文化的多様性を実現するための環境としての文化的権利
 - 第6条 すべての人が文化的多様性を享受するために

UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity

文化的多様性に関する世界宣言(2001年)

- 文化的多様性と創造性
 - 第7条 創造性の源泉としての文化遺産
 - 第8条 文化的財・サービス:ユニークな商品
 - 第9条 創造性の触媒としての文化政策

UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity

文化的多様性に関する世界宣言(2001年)

- 文化的多様性と国際的連帯
- 第10条 創造と世界的普及の能力の強化
- 第11条 公的セクター、民間セクター、市民社会間のパートナーシップ構築
- 第12条 ユネスコの役割

UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity

文化的多様性に関する世界宣言(2001年)

- ユネスコ文化的多様性に関する世界宣言実施のための行動計画要旨

1. 特に国内・国際レベルにおける文化的多様性と開発との関連及び文化的多様性が政策決定にどのような影響を与えるかを中心に、文化的多様性に関する問題についての国際的な議論を深める。特に今後に向けて、文化的多様性に関する国際法規制定の機会について検討する。
2. 国内・国際レベルにおいて本宣言を普及し、協力体制を構築するとともに、原則、基準、実践を決定し推し進めることが、文化的多様性の保護と振興にもっとも有益である。
3. 多様な社会において、様々な文化的背景を持つ人々や集団の参加を促進するため、文化的多元主義に関する知識及び最善の実施例についての交換を推進する。
4. 人権と不可分一体の部分として、文化的権利の内容の理解及び明確化を更に進める。

<https://www.un.org/en/events/culturaldiversityday/pdf/127160m.pdf>

<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1386517.htm>

UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity

文化的多様性に関する世界宣言(2001年)

・ユネスコ文化的多様性に関する世界宣言実施のための行動計画要旨

5. 人類の言語遺産を保護し、可能な限り多くの種類の言語による表現、創造、普及のための支援を行う。
6. 母国語を尊重しつつ、教育のあらゆる段階において、可能なかぎり言語の多様性を奨励し、低年齢からの複数の言語学習を促進する。
7. 教育による文化的多様性の持つ価値への理解促進を図る。そのためカリキュラム作成と教員養成を改善する。
8. 文化的に適切な知識の伝達手段を保護、最大限活用するために、適切と判断される場合には、伝統的教授法を教育方法に組み入れる。

UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity

文化的多様性に関する世界宣言(2001年)

- ユネスコ文化的多様性に関する世界宣言実施のための行動計画要旨

9. 「デジタル・リテラシー」を奨励し、より多くの人々が新しい情報・通信技術を習得できることを保障する。これは、教育であると同時に、教育サービスをより効率的に提供するための教育のツールとしてみなされるべきである。
10. サイバースペースにおける言語の多様性を振興し、グローバル・ネットワークを通じたすべての公有情報への普遍的なアクセスを促進する。
11. 国連の関係機関と緊密に協力しながら、開発途上国による新技術へのアクセスを促すこと、情報技術の習得を支援すること、及び、デジタル媒体による自国の文化的産物の普及と、世界中で入手可能なデジタル媒体による教育・文化・科学情報源へのアクセスを促進することによって、デジタル・デバイドの問題に対応する。
12. マスメディア及びグローバル情報ネットワーク上の多様なコンテンツの制作、保護、普及を奨励する。このため、特に、コンテンツ配給をスムーズに行うための協力メカニズムの構築を進めることにより、質の高い視聴覚コンテンツ製作の発展における公共ラジオ・テレビ放送の役割を推進する。

UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity

文化的多様性に関する世界宣言(2001年)

・ユネスコ文化的多様性に関する世界宣言実施のための行動計画要旨

13. 口承及び無形文化遺産をはじめとする、文化遺産及び自然遺産の保護と強化のための政策と戦略を策定し、文化的財・サービスの不正取引を防止する。
14. 先住民族の知識をはじめとする伝統的知識を尊重し、保護する。特に、環境保護と天然資源の管理に対して伝統的知識がいかに有用であるかを認識し、近代科学と地域固有の知識との共同作用を育む。
15. 創作者、芸術家、研究者、科学者及び知識人の流動性と国際研究プログラムや協力の発展を促進するとともに、開発途上国及び開発の過渡期にある国々の創造力を保護、強化するよう努力する。

UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity

文化的多様性に関する世界宣言(2001年)

・ユネスコ文化的多様性に関する世界宣言実施のための行動計画要旨

16. 現代における創造性の発展と創作活動に対する正当な報酬が認められることを推進するため、著作権及び関連する権利の保護を保障すると同時に、「世界人権宣言」第27条に従って、公衆が文化を享受する権利を保持する。
17. 開発途上国及び開発の過渡期にある国々における、文化的産業の創設及び強化を支援する。このため、必要なインフラや技能の開発に協力し、存続可能な地元市場の形成を促進し、これらの国々の文化的生産物がグローバル市場に参入し、国際流通ネットワークに参加できるよう促す。
18. 各国に課せられた国際的義務に従って、この宣言にうたわれている原則を推進することを目的とした、運用上の支援策及び適当な規制的枠組を含む文化政策を策定する。

<https://www.un.org/en/events/culturaldiversityday/pdf/127160m.pdf>

<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1386517.htm>

UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity

文化的多様性に関する世界宣言(2001年)

- ・ ユネスコ文化的多様性に関する世界宣言実施のための行動計画要旨

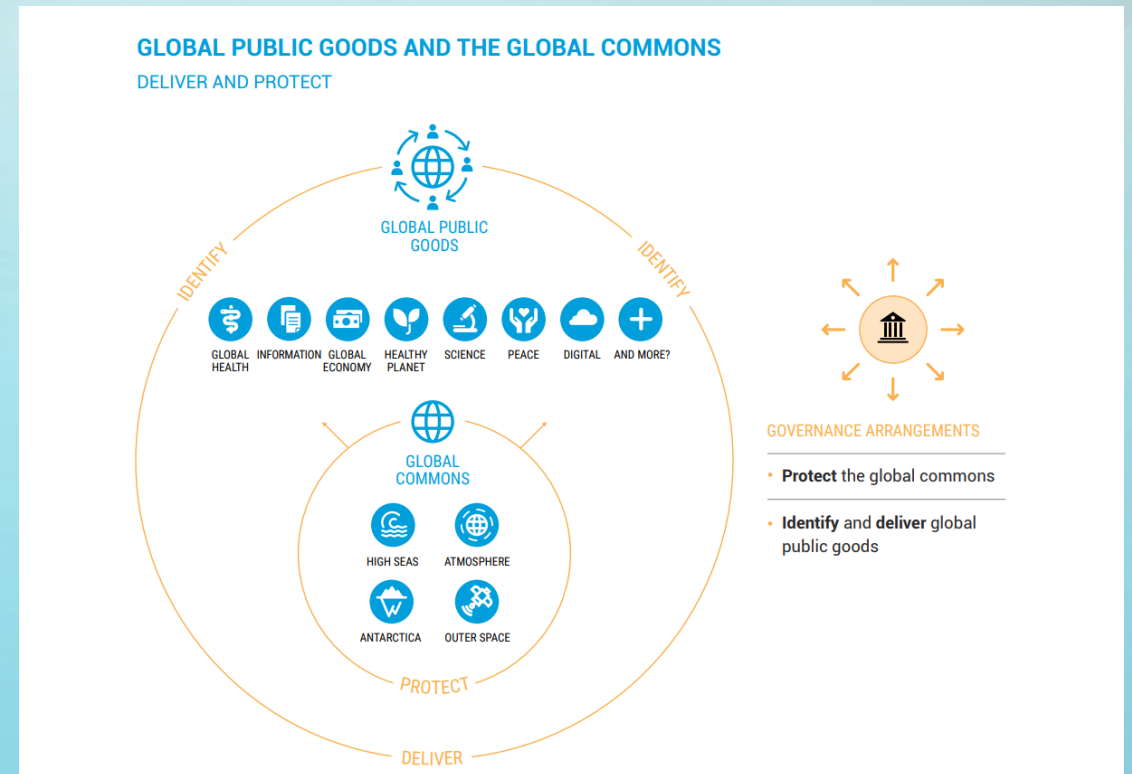
19. 文化的多様性の保護及び推進を目的とする公共政策の策定に、市民社会が深く関わることをできるようにする。

20. 民間セクターが文化的多様性の強化のために行える貢献を認識し、促す。このため、公共セクターと民間セクターとの対話のためのフォーラム開設を推進する。

加盟国は事務局長に対し、ユネスコのプログラム実施にあたって上記の行動計画に示された目標を考慮するとともに、文化的多様性を推進するための様々な活動の相乗効果を高める観点から、国連機関、その他の政府間組織及び非政府組織に伝達するよう勧告する。

Our Common Agenda – Report of the UN Secretary-General– GLOBAL PUBLIC GOODS AND THE GLOBAL COMMONS (2021)

- 国連事務総長報告『私たちの共通の課題
(Our Common Agenda)』
グローバルな公共財とグローバル・コモンズ
(2021年)



International Year of Creative Economy for Sustainable Development (国際持続可能な開発のためのクリエイティブ経済年) (2021)



<https://en.unesco.org/commemorations/international-years/creativeeconomy2021>

UNESCO Global Report, *Re/Shaping Policies for Creativity – Addressing culture as a global public good* 「創造性のための政策の再形成：グローバルな公共財としての文化への取組」
(2022年)

Global Report 2022
グローバルレポート



6.2% of all workers operate in the creative and cultural sectors,

contributing a significant 3.1% to global GDP.

0.23%

of development aid

was spent on culture in 2018.

10 million

jobs lost

in culture and creativity in 2020 globally.

Only 33%

of film awards go to women.

UNESCO Global
Report, *Re/Shaping Policies for
Creativity – Addressing culture
as a global public good*

「創造性のための政策の再
形成

グローバルな公共財としての
文化への取組」（2022年）
エグゼクティブ・サマリー
（日本語版）



https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000380475_jpn



エグゼクティブ・サマリー

unesco

2022

UNESCO World Conference on Cultural Policies and Sustainable Development (文化政策と持続可能な 開発に関する世界会議) - MONDIACULT 2022 (2022年9月 メキシコ シティ)



‘Culture is our most powerful global public good’

「文化は最も強力なグローバルな公共財である」

- Ernesto Ottone R. Assistant Director-General for Culture of UNESCO

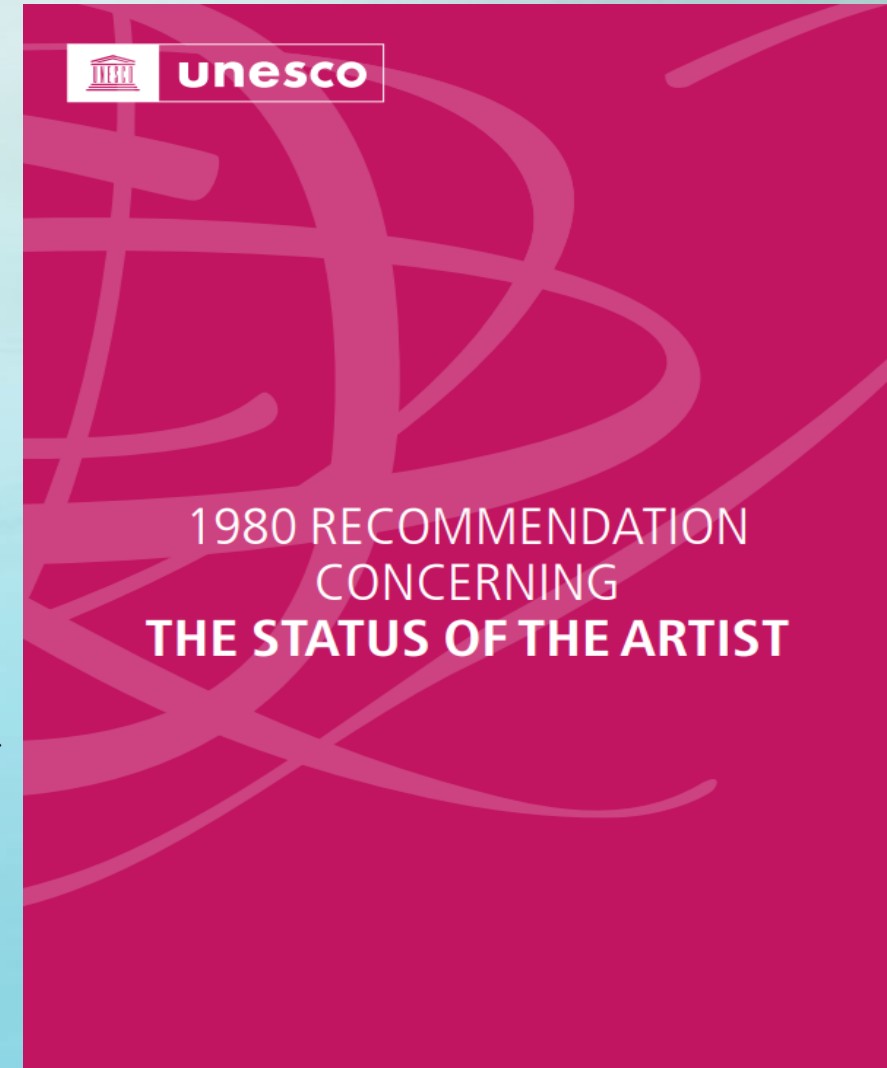
<https://www.unesco.org/en/mondiacult2022>

UNESCO 1980 Recommendation concerning the Status of the Artist 芸術家の地位に関する勧告（1980年 勧告）

- ・加盟国に対し、訓練、社会保障、雇用、所得・税制、移動、表現の自由などに関する政策や措置の実施を通じて、芸術家の職業的、社会的、経済的地位を向上させるよう求める。
- ・加盟国は、芸術家が彼等が選択する労働組合及び専門的職能団体を設立し、かつ希望すればこれらの団体に加入する自由及び権利を有することを、必要があれば適切な法的措置により、確保すべきであり、また芸術家を代表する団体が、芸術家の専門的訓練を含む文化政策や雇用政策の策定及び芸術家の労働条件の確定に参加できるようにすべきである。



<https://fr.unesco.org/creativity/sites/creativity/files/passeport-reco1980-en.pdf>



UNESCO 1980 Recommendation concerning the Status of the Artist 芸術家の地位に関する勧告（1980年 勧告）

・実施状況に関する調査領域（2022年）

1. 法的・規制的枠組み
2. 公正な報酬と資金調達へのアクセス
3. 社会的・経済的権利
4. デジタル環境
5. 優遇措置
6. 芸術の自由
7. 平等・包摂・多様性
8. COVID-19への対応



国連システムと市民社会

Department of Public Information (DPI) と市民社会（1946年～）

Economic and Social Council（経済社会理事会（ECOSOC））（1968年～）

○国連の原則を支持し、国連の活動を支援し、国連の議題となっている問題を広めるというコミットメントに基づいているが、同時に、独立性を維持し、自らの中核的価値観に忠実。

○加盟国は地域的、地域的、国際的にNGOが参加することの利点を認識
→[2005年世界サミット成果文書](#)に反映

国連システムと市民社会：UN Civil Society Conference (国連市民社会会議) 2024年5月 ナイロビ

- 115カ国から市民社会、国連、学界、シンクタンク、加盟国から2000人以上の代表が参集。
- マルチステークホルダーImPACT連合（IC）の構築



**2024 UNITED NATIONS
CIVIL SOCIETY
CONFERENCE**

MAY 9 - 10 | NAIROBI, KENYA

<https://www.un.org/en/civilsociety/2024uncsc>

国連システムと市民社会：UN Civil Society Conference (国連市民社会会議) 2024年5月ナイロビ

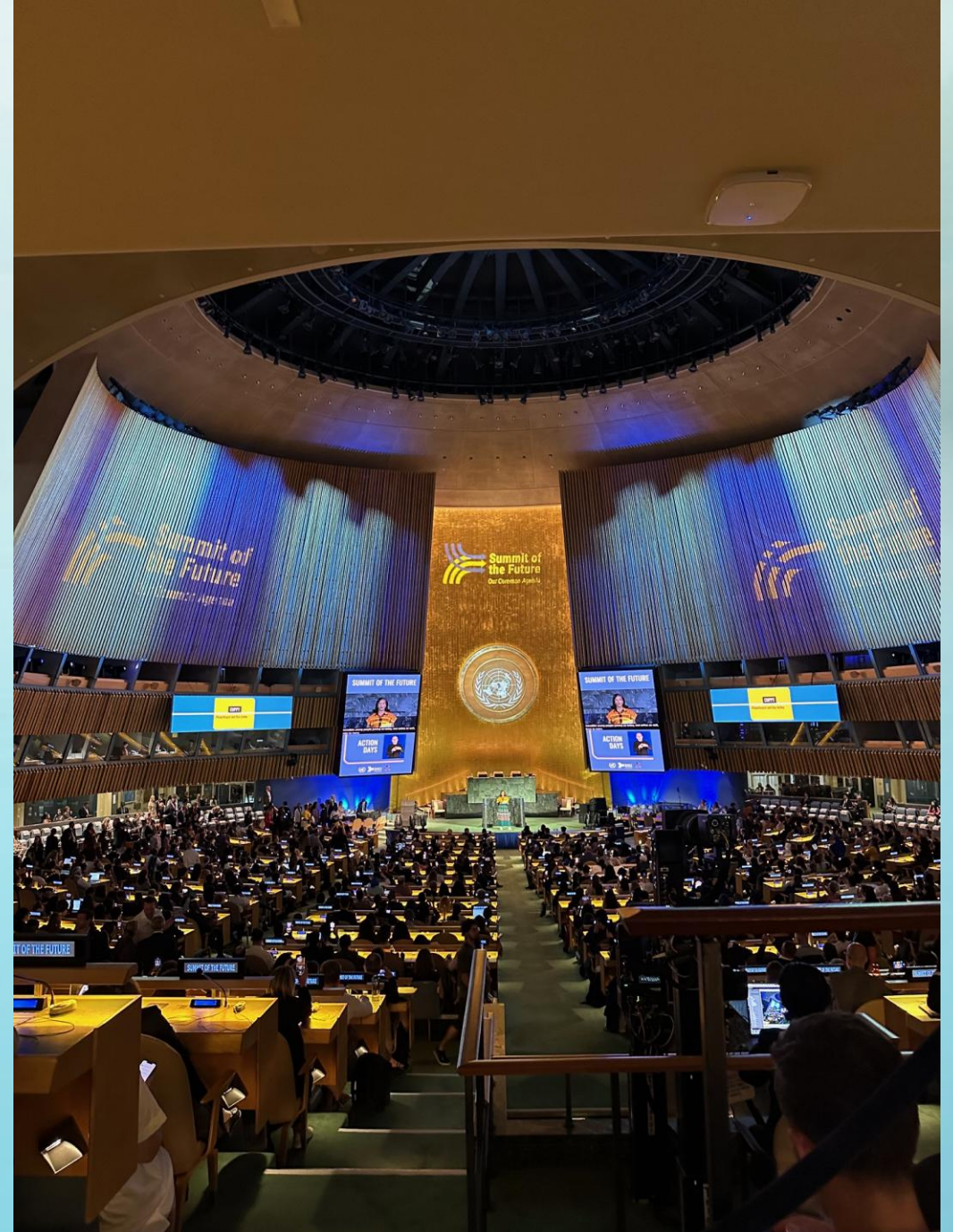
「...彼（ハーバーマス）の主要なアイデアのひとつは、現代の民主主義における市民社会と政治領域の相互コミュニケーションに関するものです。意思決定にどのような影響を与えるか、また、市民に受け入れられる法律や政策の策定にいかに関与する必要があるか...市民社会は、人々とその代表者たちを結ぶ重要な架け橋であり、民主主義を維持する接着剤の一部です。...」

～アントニオ・グテーレス国連事務総長



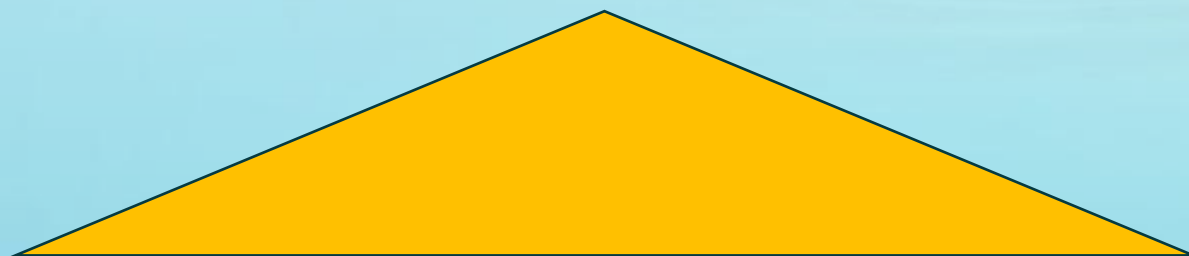
UN Summit of the Future/ 国連「未来サミット」

- 2024年9月22, 23日、米国ニューヨーク国際連合本部で開催。
 - 「未来のための協定」
 - 「グローバル・デジタル・コンパクト」
 - 「将来世代のための宣言」
- 9月20, 21日、「アクション・デイズ」開催。

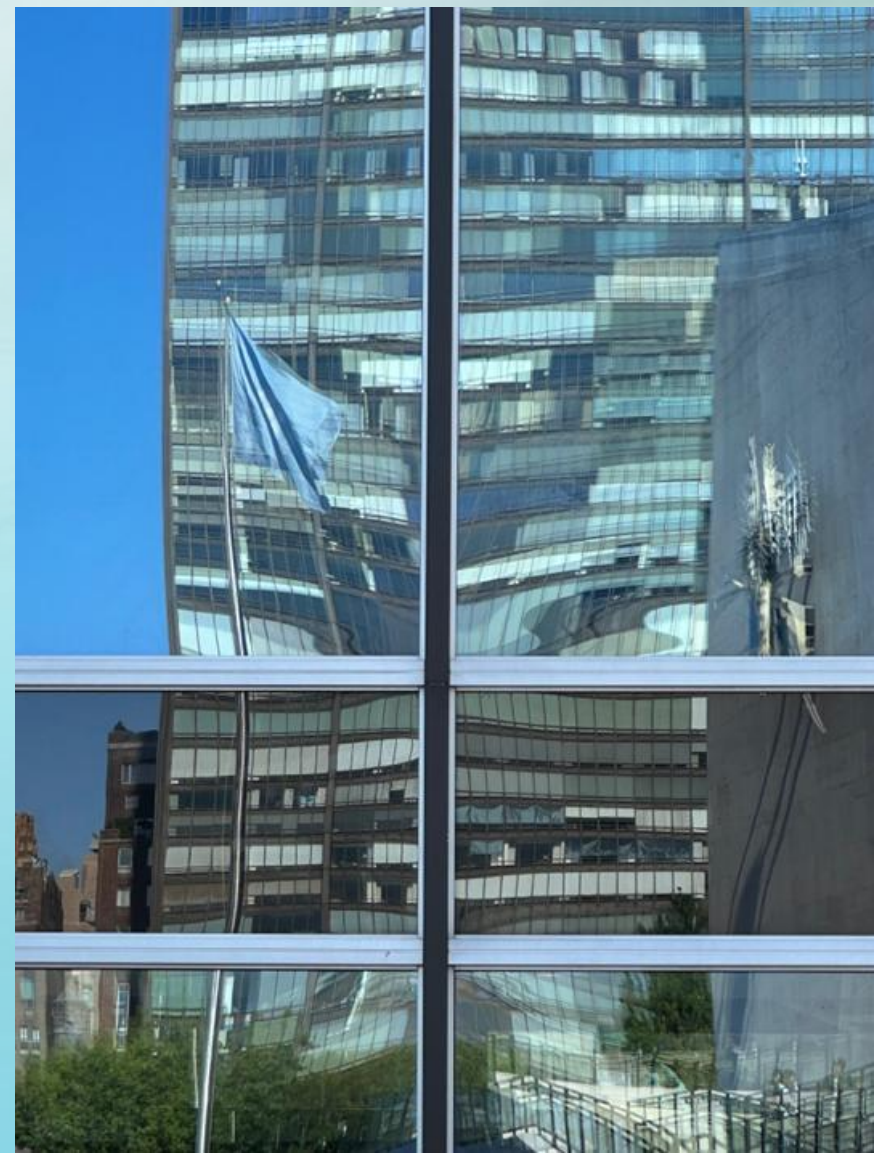


UN Summit of the Future/国連「未来サミット」： 背景

- 2020年＝国連創設75周年
→2025年＝80周年
- 事務総長報告書『Our Common Agenda（私たちの共通の課題）』（2021年）



- 「Polycrisis（ポリクライシス）」への対応



UN Summit of the Future/国連「未来サミット」： Pact for the Future 「未来のための協定」

- 行動志向の「未来のための協定」を成果として採択。
 - 「持続可能な開発と開発のための資金調達」
 - 「国際の平和と安全」
 - 「科学・技術・イノベーション（STI）、そしてデジタル協力」
 - 「若者 および将来世代」
 - 「グローバル・ガバナンスの変革」

UN Summit of the Future/国連「未来サミット」： Pact for the Future「未来のための協定」： CSOs and Other Stakeholders [#culture2030goal](https://culture2030goal.net/)



#CULTURE 2030 GOAL

NO FUTURE WITHOUT CULTURE:
REFLECTING AND IMAGINING ON THE PLACE OF
CULTURE IN DELIVERING THE PACT FOR THE FUTURE

20 SEPTEMBER 2024 | 9.00 NYC TIME
ONLINE SIDE-EVENT

Logos of partner organizations at the bottom:

- ARTERIAL NETWORK
- CE culture action europe
- ICOMOS International Council on Monuments and Sites
- INTERNATIONAL FEDERATION OF COALITIONS FOR CULTURAL DIVERSITY
- IFLA
- International Music Council
- culture 21 ICLG Committee Commission de CGLU Comisión de CGLU
- In the framework of: Summit of the Future Our Common Agenda



G20 MEMBERS



Population
60%



Economy
80%



Trade
75%

Culture makes its way onto the G20 Agenda



G20と文化（2020～）：ワーキンググループ (CWG) 2023（議長国インド）

優先課題1：文化財の保護と返還

優先課題2：持続可能な未来のための生きた遺産の活用

優先課題3：文化・クリエイティブ産業とクリエイティブ・エコノミーの促進

優先課題4：文化の保護と振興のためのデジタル技術の活用



G20と文化（2020~）:文化担当大臣会合 2024（議長国ブラジル）



Salvador da Bahia Declaration of the G20 Ministers of Culture サルバドル・ダ・バイアG20文 化大臣宣言

「Culture as a pillar for a new
international paradigm
（新しい国際パラダイムの柱と
しての文化）」

- 軸1：文化の多様性と社会的包摂
- 軸2：文化、デジタル環境、著作権
- 軸3：創造的経済と持続可能な開発
- 軸4：文化遺産と記憶の保存、保護、促進

G7と文化（2024~）:G7 Ministers' Meeting on Culture

G7文化に関する大臣会合（議長国イタリア）



Ministerial Declaration（閣僚宣言）
「Culture, common good of humanity, common responsibility
（文化、人類共通の利益、共通の責任）」

Naples Statement（ナポリ声明）
「Culture for the sustainable development of Africa and the world
（アフリカと世界の持続可能な発展のための文化）」

Fair Culture Charter フェアカルチャー（公平・公正な文化）憲章

ドイツ・ユネスコ国内委員会が主導する「フェアカルチャー（公平・公正な文化）」イニシアティブにより、世界の文化分野における公正で持続可能な交流・貿易関係を促進。

情報・参加リンク：

<https://www.fair-culture.org/>



Fair Culture Charter フェアカルチャー（公平・公正な文化）憲章

1. Decent working conditions and fair remuneration
2. Access to diverse cultural expressions and resources
3. Non-discrimination and gender equality
4. Local development
5. Market access
6. Digital equity and ethics
7. Respect for the environment
8. Public and consumer awareness

1. 適正な労働条件と公平・公正な報酬
2. 多様な文化的表現とリソースへのアクセス
3. 無差別とジェンダー平等
4. 地域の発展
5. 市場へのアクセス
6. デジタルの公平性と倫理
7. 環境の尊重
8. 社会と消費者の意識向上

何をどうする？

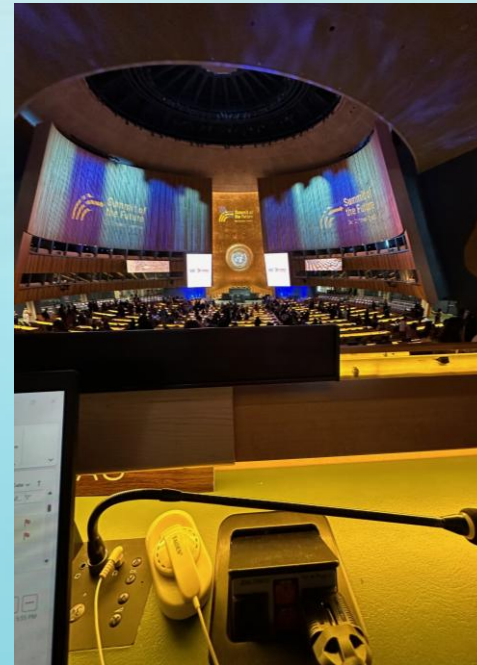


Voting Started 9/22/2024 9:26:19 AM

Item 123 - Motion for no action on draft amendment A/79/L.3

☐ AFGHANISTAN	☐ CHAD	☐ GHANA
☐ ALBANIA	☐ CHILE	☐ GREECE
☒ ALGERIA	☒ CHINA	☐ GRENADA
☐ ANDORRA	☐ COLOMBIA	☐ GUATEMALA
☐ ANGOLA	☐ COMOROS	☐ GUINEA
☐ ANTIGUA-BARBUDA	☐ CONGO	☐ GUINEA-BISSAU
☐ ARGENTINA	☐ COSTA RICA	☐ GUYANA
☐ ARMENIA	☐ COTE D'IVOIRE	☐ HAITI
☐ AUSTRALIA	☐ CROATIA	☐ HONDURAS
☐ AUSTRIA	☒ CUBA	☐ HUNGARY
☐ AZERBAIJAN	☐ CYPRUS	☐ ICELAND
☐ BAHAMAS	☐ CZECHIA	☐ INDIA
☐ BAHRAIN	☐ DEM PR OF KOREA	☐ INDONESIA
☐ BANGLADESH	☐ DEM REP OF THE CO...	☐ IRAN (ISLAMIC REPU...
☐ BARBADOS	☐ DENMARK	☐ IRAQ
☐ BELARUS	☐ DJIBOUTI	☐ IRELAND
☐ BELGIUM	☐ DOMINICA	☐ ISRAEL
☐ BELIZE	☐ DOMINICAN REPUBLIC	☐ ITALY
☐ BENIN	☐ ECUADOR	☐ JAMAICA
☐ BHUTAN	☐ EGYPT	☐ JAPAN
☒ BOLIVIA	☐ EL SALVADOR	☐ JORDAN
☐ BOSNIA-HERZEGOV...	☐ EQUATORIAL GUINEA	☐ KAZAKHSTAN
☐ BOTSWANA	☐ ERITREA	☐ KENYA
☐ BRAZIL	☐ ESTONIA	☐ KIRIBATI
☐ BRUNEI DARUSSALAM	☐ ESWATINI	☐ KUWAIT
☐ BULGARIA	☐ ETHIOPIA	☐ KYRGYZSTAN
☐ BURKINA FASO	☐ FIJI	☐ LAO PDR
☐ BURUNDI	☐ FINLAND	☐ LATVIA
☐ CABO VERDE	☐ FRANCE	☐ LEBANON
☐ CAMBODIA	☐ GABON	☐ LESOTHO
☐ CAMEROON	☐ GAMBIA	☐ LIBERIA
☐ CANADA	☐ GEORGIA	☐ LIBYA
☐ CENTRAL AFR REP...	☐ GERMANY	☐ LIECHTENSTEIN

IN FAVOR: 143 ☒ ABSTAIN: 2 ☐ OPPOSITION: 14



ご清聴ありがとうございました。

UNESCO Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions

UNESCO文化的表現の多様性の保護
及び促進に関する条約

Celebrating 20 years of empowering creativity |
Diversity of Cultural Expressions



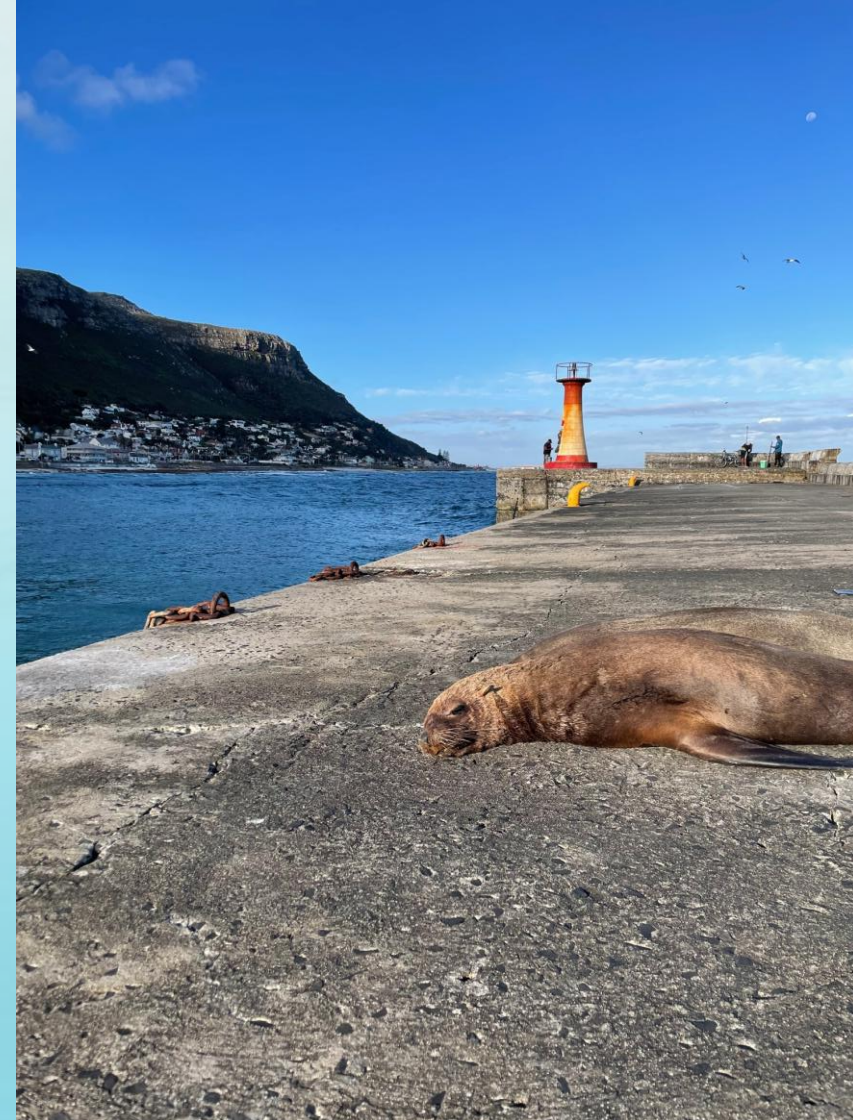
EU/UNESCO Expert Facility of the Convention on the Protection and Promotion of
the Diversity of Cultural Expressions

EU/UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約

エキスパートファシリティ・メンバー

坪井ひろ子

<https://www.unesco.org/creativity/en/biography/hiroko-tsuboi-friedman>



© Hiroko Tsuboi-Friedman